

## 教職員の懲戒処分について

令和5年11月10日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県西部 公立小学校 教諭 (臨時的任用職員) (65歳)	戒告	<p>令和5年4月から9月までの間、教室において、児童の臀部付近をさわる、黒板の板書を消そうとしている女子児童の両膝の上あたりを抱きかかえて持ち上げる、腹痛を訴えた女子児童のスカートの下から手を入れて腹部をさするといった行為を行い、当該児童らに不快感を与えた。これらの行為は、セクシュアル・ハラスメントに該当する。</p> <p>また、学級通信用のクラス写真を撮影する際、2人の女子児童の胸や腰のあたりに手を触れて、自身の近くに引き寄せるような姿で撮影し、当該写真を学級通信に掲載したことで保護者に不信感を与えた。</p> <p>これらのことは、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。</p>

※ 上記の小学校長については、所属職員に対する指導・監督が不十分であったため、嚴重注意の措置を講ずるよう、令和5年11月10日付けで当該市町教育委員会へ通知しました。

### 【担当】

教職員課 小中学校人事係長 春田 修治

(電話) 082-513-4924

(内線) 4924

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp